

## 生駒市生駒北スポーツセンター指定管理者候補者審査結果報告書

令和元年11月12日

生駒市体育施設指定管理者候補者選定に係る  
生駒市プロポーザル審査委員会

### はじめに

生駒市生駒北スポーツセンターについては、平成27年2月22日から指定管理者による管理運営を開始した。本センターの管理運営に当たっては、利用者へのサービスの向上と効率的かつ効果的な管理運営を行うことや、市民の社会体育とレクリエーション、その他地域スポーツのより一層の推進と管理運営経費の節減等を図るとともに、生駒市スポーツ推進計画及び同計画を実現するための構想である「生駒市北部スポーツタウン構想」に掲げられた取組の実施に向け、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととした。

指定管理者の募集に当たっては、民間事業者等のノウハウや創意工夫あるアイデアを有効に活用するため、公募型プロポーザルを実施し、本委員会は、審査過程の透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び指定管理者候補者を選定するため、令和元年7月18日に設置された。

そして、同年10月2日から10月7日までの募集の結果、2団体から応募があったことから、この度、当該2団体から提出された事業計画案について、委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 指定管理者候補者に選定した者

- (1) 名称 一般財団法人生駒市体育協会
- (2) 所在地 奈良県生駒市門前町9番20号
- (3) 代表者 代表理事 池田 誠也

#### 2 応募の状況

- (1) 応募者 2団体
- (2) 提案内容等の概要

別紙「生駒北スポーツセンター指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要」のとおり

#### 3 選定方法等

「生駒市生駒北スポーツセンター指定管理者募集要項」に定める審査基準に基づき、応募者に審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行った。

(1) 選定の手順

① 応募書類の確認 事務局

募集要項に示した応募に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされないときは失格とする。

② 応募資格等の確認

ア 応募資格

応募時点において、提案要領に示した応募資格を有しない者は失格とする。

(応募資格)

スポーツセンターの管理運営を行う能力を有する奈良県、大阪府又は京都府内に拠点となる事業所（本店所在地の場所は不問とする。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の要件を満たすものとする（個人での応募はできないものとする。）。

- ① 申請書類提出時において、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
  - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
  - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
  - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体
- ⑥ 生駒市政治倫理条例（平成 20 年 6 月生駒市条例第 25 号）第 16 条に規定する法人等でないこと。

イ 指定管理料の超過

募集要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

ウ その他の形式的要件

- A 複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し応募すること。  
 なお、グループの構成員となった場合は、別に単独で応募することはできない。また、他の複数グループの構成員になることもできない。
- B 本件に関し審査委員会委員への接触の事実が認められた場合は失格となることがある。
- C 応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。

(2) 1次審査（書面審査） 審査委員会

1次審査（書面審査）については、提出された応募書類により書面審査を行う。審査基準については、後述の審査基準に基づき審査を行う。ただし、応募者が5団体以下の場合は、1次審査を省略するものとする。

(3) 2次審査 審査委員会

1次審査通過者を対象に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

① プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1団体当たりの時間は、約30分とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者による説明 15分以内</li> <li>・質疑応答 15分</li> </ul>
説明内容	提出された応募書類（事業計画書、収支計画書等）に沿った説明を求める。
追加資料	スライドを用いた場合は、その内容をプリントして配布することは可能とするが、それ以外の追加資料は認めない。
参加者	1団体につき5名以内とする。

② 評価項目及び配点

募集要項に示した下記の「審査基準」によるものとする。

評価項目		配点	
管理運営方針	施設の管理運営に関する基本方針について	5	5
管理運営業務について	運営体制（組織）・人員体制について	5	30
	利用者サービス向上・利用促進について	5	
	安全管理・救急体制について	5	
	環境配慮への取組について	5	
	地域貢献等について	10	
自主事業の取組	スポーツセンターの設置目的を達成するための事業について	20	40
	指定管理料の減額や経費の縮減を図ることができる効果的な提案	10	
	その他の自主事業の提案について	10	
管理運営の安定性	団体の財政の健全性	5	10
	類似施設等の管理運営実績について	5	
収支計画	経費の縮減（指定管理料）	5	10
	適切な経費の算定について	5	
市との配分割合	収入が支出を上回った場合の市と指定管理者との配分割合	5	5
合 計		100	100

### ③ 審査委員会による評価

審査委員会は、上記「審査基準」に掲げる評価項目ごとに、同審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

(評価の特例)

- ・評価項目「管理運営の安定性」の「団体の財政の健全性」は、専門知識を有する者が評価を行うものとする。

### (4) 指定管理者候補者（優先交渉権者）の選定

2次審査の得点が最も高い応募者を指定管理者候補者（優先交渉権者）に、次順位の応募者を次点交渉権者として選定する。

ただし、総得点が上位である場合であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定しないことができる。また、審査委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、適格者なしとすることができる。

### (5) 指定管理者候補者（優先交渉権者）の位置付け等

指定管理者候補者（優先交渉権者）の選定については、協定内容等の交渉の第一優先交渉権者を付与するものであり、一定期間内に合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとする。

### (6) 審査委員会の会議の公開等

#### ① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて原則として非公開とする。

#### ② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点（評価項目ごとの得点及び合計得点。）、選定理由及び審査の経緯（会議での主な意見、講評等）は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

## 4 選定までの経緯

(1) 募集要項等の配布 令和元年9月2日（月）から10月7日（月）

(2) 応募の締切日 令和元年10月7日（月）

－ 応募者数 2団体

(3) 審査委員会の開催 令和元年11月1日（金）

－ 2次審査（プレゼンテーション）

－ 指定管理者候補者を選定

## 5 選定の結果

### (1) 形式的要件等の確認

応募者について、募集要項に定める応募資格を具備し、申請書類の不備、指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 1次審査の省略及び2次審査の結果

1次審査については、応募者が5団体以下であったことから省略し、2次審査を行った。  
 プロポーザル審査委員会による審査結果は、下記のとおりである。

なお、指定管理候補者として、一般財団法人生駒市体育協会を選定し、次点交渉権者として、HOSグループを選定することとする。

評価項目		配点	得点	
			(一財)生駒市 体育協会	HOS グループ
管理運営方針	施設の管理運営に関する 基本方針について	5	3.8	3.6
管理運営業務に ついて	運営体制（組織）・ 人員体制について	5	3.2	3.6
	利用者サービス向上・ 利用促進について	5	4.0	4.0
	安全管理・救急体制に ついて	5	3.8	3.8
	環境配慮への取組に ついて	5	3.8	3.6
	地域貢献等について	10	8.0	6.0
自主事業の取組	スポーツセンターの設置 目的を達成するための事業 について	20	16.0	16.8
	指定管理料の減額や経費 の縮減を図ることができる 効果的な提案	10	7.6	7.2
	その他の自主事業の提案 について	10	8.0	7.6
管理運営の 安定性	団体の財政の健全性	5	3.0	3.0
	類似施設等の管理運営実 績について	5	3.0	4.2
収支計画	経費の縮減(指定管理料)	5	5.0	4.0
	適切な経費の算定に ついて	5	4.0	3.8
市との配分割合	収入が支出を上回った場 合の市と指定管理者との 配分割合	5	5.0	5.0
合 計		100	78.2	76.2

### (3) 選定理由

- ・生駒北スポーツセンターの設置目的達成事業として以下4項目の提案がされていること。
  - ①総合型地域スポーツクラブの運営実績があり、総合型地域スポーツクラブとの連携だけでなく、地域住民と共に運営する新たな総合型地域スポーツクラブの創設。
  - ②事業運営等サポーターである各種業界の専門家等と連携した、アスリート招へい事業の実施。
  - ③クラブハウスを活用した、ランナー、サイクリスト等への憩いの場の提供。
  - ④近隣宿泊施設を活用したスポーツ合宿の誘致。また、旅行社との提携による合宿者への観光パッケージプランの提案。
- ・アスリートと触れ合うことのできる施設としての提案が多様であり、子どものスポーツに対する意欲の向上につながる取組の提案がされていること。
- ・総合型地域スポーツクラブによる障がい者スポーツの推進事業や、障がい者関係団体と連携したスポーツ大会の開催支援等の提案がされていること。
- ・その他の自主事業において、多様性があり、多世代を対象とした具体的な提案がされていること。また、その自主事業により地域活性化が図られる提案であったこと。
- ・人員体制では市内居住者の採用や障がい者雇用の検討、施設管理運営面では地元業者への発注など、地域貢献を意識した多くの提案がされていること。
- ・地域貢献に資する提案として地域住民を対象としたスマートウェアを利用した安心安全な街づくりや、近隣自治会との連携による防災ベンチの設置などの提案がされていること。
- ・市が推進している環境マネジメントシステムを十分理解し、施設の管理運営において環境に配慮した取組が期待できることや、市が達成を目指しているSDGsの取組を進める提案がされていること。
- ・指定管理料について、最も安価な指定管理料を提案されたこと。
- ・収入が支出を上回った場合の市との配分割合において、全額を市に納入することを提案しているとともに、センター利用者数の拡大に向けた積極的な広報活動や利用者の利便性の向上につながる取組が提案されていること。

以上の点から、本施設の管理運営についてより積極的な姿勢が見られる点を高く評価し、一般財団法人生駒市体育協会を指定管理者候補者に選定したものである。

### (4) 本委員会からの補足意見

今回の選定結果によって、現指定管理者と異なる者が指定管理者候補者となることから、本委員会としては、現行事業参加者等に対する配慮として以下のことを意見する。

- ・現指定管理者が自主事業で実施しているサッカー教室やバドミントン教室などの各種スポーツ教室等の事業参加者の安定したスポーツ活動の継続及びスポーツ環境が確保できるよう、指定管理者候補者は、現事業参加者に対して最大限配慮することが必要であると考える。

### [資料]

生駒北スポーツセンター指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要

生駒北スポーツセンター指定管理者募集に伴う応募者からの提案内容等の概要

		一般財団法人生駒市体育協会	HOSグループ
管理運営方針	施設の管理運営に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民を中心に人々をつなぐ、スポーツ・健康プラットフォームとして共創の場づくりに挑戦</li> <li>・過去10年間の市体育施設の管理運営の実績に基づき、地域の特性にも対応した適正かつ有効な施設経営の実施</li> <li>・「北部スポーツタウン構想」の実現に向け、総合型地域スポーツクラブ「いこ増スルクラブ」のこれまでの実績をいかし、県や県体協との連携、協力による各種事業の実施</li> <li>・健康を街ぐるみで守るための「スマートウェアタウン構想」の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的である「市民の社会体育及びレクリエーション活動に加え、北部スポーツタウン構想に基づき活用すること」を踏まえた市民の生涯スポーツの推進や実践</li> <li>・指定管理期間にとらわれない、中長期を見据えた施設運営</li> <li>・職員には高い倫理観と公平、平等の意識を浸透</li> <li>・良質のサービス提供での利用者の増加</li> <li>・運営と維持管理の明確な業務区分による柔軟で迅速な事業展開</li> <li>・上質なホスピタリティとおもてなしの心の提供</li> </ul>
管理運営業務	運営体制(組織)・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者1名、副管理責任者1名、臨時職員6名、宿直管理人1名で、スポーツセンターに4~5名を配置し、シフト制により勤務</li> <li>・勤務職員に対し、接遇研修、人権研修、情報公開及び個人情報保護に関する研修、基礎事務研修、施設維持管理に関する研修、危機管理に関する研修等の内部研修や外部研修を実施</li> <li>・事業運営等サポーターとして各業界の専門家に協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者1名、副管理責任者1名、臨時職員4名、宿直職員3名で、スポーツセンターに3~4名を配置し、シフト制により勤務</li> <li>・勤務職員に対し、人材育成研修(対応接遇サービス向上研修、センター運営に関する研修、危機管理研修、個人情報取扱いに関する研修、人権研修等)を実施</li> <li>・責任者に対しては責任者研修を実施</li> <li>・その他、新人研修やスキルアップ研修、現場研修等を実施</li> </ul>
	利用者サービス向上・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブの本来の機能であるコミュニティの形成により、細やかなニーズの把握、参加者同士の交流促進、口コミによる利用者増加を図る</li> <li>・体育協会加盟競技団体の利用促進を図る</li> <li>・県体協等との連携による大会、イベントの誘致を進める</li> <li>・年齢層に合わせた適正な情報発信(チラシの配布、ホームページやSNSの活用)</li> <li>・マップマーケティングソフトを活用した集客戦略</li> <li>・アンケートの実施や質問対応窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなしを重要視し、また来たいと感じてもらえるように、快適性、利便性、平等利用、スポーツ振興の4点をもってサービス向上策とし、利用促進に努める</li> <li>・マップマーケティングソフトを活用した市場分析実施の上での自主事業集客</li> <li>・新聞折込、広報誌、SNS、HPの活用</li> <li>・市内公共施設へのポスター等の掲示や、市内小学校等へのチラシの直接配布</li> <li>・利用者のニーズ把握のためのアンケートの実施や常設意見箱の設置</li> </ul>
	安全管理・救急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や備品等の日常点検</li> <li>・熱中症予防対策</li> <li>・危機管理研修、火災・防災訓練、救命講習等の受講</li> <li>・危機管理マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理システムによる安全管理</li> <li>・リスクマネジメントの構築手順(リスクマネジメント組織づくり→リスクの実態把握→評価や分析→対応や処理)による適切な管理</li> <li>・地域における防災計画の把握、自主防災組織の設置</li> <li>・安全管理マニュアルの作成</li> <li>・利用者目線での定期的な施設巡回</li> <li>・可能な修繕は、職員自ら実施</li> <li>・本社からの業務遂行チェック体制</li> </ul>
	環境配慮への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムに基づいた活動</li> <li>・施設内のLED化</li> <li>・環境配慮車両の採用</li> <li>・植栽等の整備</li> <li>・ゴミリサイクル、節電、節水意識向上</li> <li>・いこま紙の利用等</li> <li>・近隣自治会や利用者との協働でのグリーンキャンペーンの実施</li> <li>・近隣自治会との連携による防災ベンチの設置</li> <li>・SDGsの取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入の取組</li> <li>・利用者へのサービス低下にならない範囲での省エネの実施(排煙窓を活用した自然換気、 unnecessary 電気の節電、冷暖房を効果的に行うための空調区画整備、LED化による電気使用量の削減等)</li> </ul>
	地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内居住者の採用</li> <li>・障がい者支援団体等との連携による障がい者の雇用を検討</li> <li>・地元業者への発注</li> <li>・地域の環境保全の貢献活動</li> <li>・学校部活動の支援</li> <li>・中学生の職場体験の受け入れ</li> <li>・スマートウェアによる近隣住民の健康見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、地域団体との協働</li> <li>・地元雇用、地元連携の実施</li> <li>・障がい者雇用の取組</li> <li>・町内会、地域の企業との連携</li> <li>・消防署協力のもと、防災訓練、救命講習を実施</li> <li>・市内体育施設等との連携</li> </ul>
自主事業の取組	スポーツセンターの設置目的を達成するための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「だれもが集えるスポーツ施設」として常に地域住民が和気あいあいと集う施設の実現を目指すため、近隣住民のニーズをとらえた総合型地域スポーツクラブの創設</li> <li>・事業運営等サポーターとの連携による、シティプロモーションに資するトップアスリートとの連携事業の実施</li> <li>・クラブハウスを活用した利用者のコミュニケーションの場の創出や憩いの場の提供</li> <li>・スポーツ合宿と観光のパッケージプランを提案</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ運営に伴うクラブマネージャー等の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部スポーツタウン構想の取組の実現に向け、公共性を担保し高品質なサービスを実現すると共に継続的な自主事業を実施</li> <li>・HOSグループスクールコーチや元プロスポーツチーム指導者による各種スポーツ教室の開催(バドミントン、体操、ダンス、バスケットボール等)</li> <li>・バルサアカデミー(世界レベルのサッカークラブによるサッカー教室)の開催</li> <li>・個人参加型スポーツの開催(個バド、個卓、個ソバ、個バス)</li> <li>・HOSグループ専任スポーツ指導員や元トップアスリートによるイベント型自主事業の開催(HOS短期教室、HOSカップ等)</li> <li>・自主事業による集客及び広報活動</li> </ul>
	指定管理料の減額や経費の削減を図ることができる効果的な提案	指定管理料の減額提案	-
	その他の自主事業の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バルサアカデミーキャンプを招致</li> <li>・障がい者スポーツの推進事業や、障がい者関係団体と連携したスポーツ大会の開催支援</li> <li>・クラブハウスへのカフェコーナーの設置</li> <li>・体育館、クラブハウスへのWi-Fi環境の整備</li> <li>・多目的室への空調設備の設置</li> <li>・多目的グラウンドへの常設日よけの整備</li> <li>・近隣地区を対象とした「スマートウェアタウン構想」の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FCバルセロナサッカーとふれあう機会として市内学校や子ども園等への訪問サッカー指導</li> <li>・現行施設で行える範囲内での障がい者スポーツへの対応を検討</li> <li>・研修棟を活用した自主事業の展開(学びの空間、レンタル会議室、カフェスペース、BBQ会場)</li> <li>・施設の有効活用(野球場を活用したフットサルタイムの実施、レストルームを活用した飲食ブースの設置、地域住民が飲食を交えながら集える場の提供)</li> </ul>
経費の削減(指定管理料)		213,530千円(年額42,706千円×5年)	215,095千円(年額43,019千円×5年)
収入が支出を上回った場合の市との配分割合		全額市へ納入	全額市へ納入